

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 8 年 6 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 24 日

岐阜県監査委員	伊 藤 英 生
岐阜県監査委員	藤 本 恵 司
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

財務監査及び行政監査の結果

令和8年7月24日

1 監査の種類

- ・ 地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・ 地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和7年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局 209 機関のうち、13 機関
教育委員会 98 機関のうち、1 機関
公安委員会 58 機関のうち、0 機関
その他(上記以外) 13 機関のうち、0 機関

計 378 機関のうち、14 機関(表参照)

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に
行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、そ
の結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、監査対象機関毎の監査結果は、次のとおりである。

表(監査の実施及び結果の概要)

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日(方法)
1	知事公室	職員研修所	6月30日	実地	—	—	—	5月29日(実地)
2	総務部	歴史資料館	6月30日	書面	—	—	—	5月27日(書面)
3	環境エネルギー生活部	県民生活相談センター	6月30日	書面	—	—	—	5月27日(書面)
4	健康福祉部	岐阜保健所本巣・山県センター	6月30日	書面	—	—	—	5月27日(書面)
5		西濃保健所揖斐センター	6月30日	書面	—	—	—	5月27日(書面)
6		関保健所郡上センター	6月30日	書面	—	—	—	5月27日(書面)
7		衛生専門学校	6月30日	書面	—	—	—	5月27日(書面)
8		下呂看護専門学校	6月30日	書面	—	—	—	5月27日(書面)
9		飛騨食肉衛生検査所	6月30日	書面	—	—	—	5月27日(書面)
10		身体障害者更生相談所	6月30日	書面	—	—	—	5月27日(書面)
11	観光文化	旅券センター	6月30日	書面	—	—	—	5月27日(書面)
12	スポーツ部	文化財保護センター	6月30日	書面	—	—	—	5月27日(書面)

13	林政部	森林研究所	6月30日	書面	—	—	—	5月27日（書面）
14	教育委員会	岐阜北高等学校	6月30日	実地	—	—	—	5月27日（書面）
計	指摘事項等のあった機関数： 0 機関				0 件	0 件	0 件	

（注）監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項